

# よくある質問

「ごみ有料化」の説明会で  
よくあるご質問にお答えします！



## Q ごみを入れた指定袋を結ばずテープなどでとめて出しているの？

指定袋の取っ手や上部が持てるよう袋の口（「持ち手」が「ペロ」）を結んで出してください。収集作業の支障とならないようご協力をお願いします。

## Q 刃物やガラスなどはどのようにして出すの？

刃物やガラスなどは、紙などに包み、その他の「燃やせないごみ」と一緒に指定袋に入れ、指定袋に「注意」と表示して出してください。

## Q 二重袋で出せるの？

例えば生ごみなどを指定袋ではない透明・半透明の袋に入れたうえで、それらをまとめて指定袋に入れてお出しいただくことが可能です。一番外側が指定袋となるようご協力をお願いします。

## Q これまで使っていたごみ袋は使えないの？

「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」は指定袋に入れて出すこととなります。これまで使っていたごみ袋は、例えば「燃やせるごみ」「燃やせない」のうち指定袋に入れなくてよい品目や「プラスチック製容器包装類」にご活用していただくことができます。

## Q 指定袋の販売価格に消費税はかかるの？

消費税を別途徴収することはありません。

## Q それぞれの指定袋の大きさは？

指定袋の大きさは次のとおりです。

| 容量  | 大きさ（マチ幅）                |
|-----|-------------------------|
| 5ℓ  | たて420mm×よこ180mm（約120mm） |
| 10ℓ | たて500mm×よこ260mm（約140mm） |
| 20ℓ | たて600mm×よこ330mm（約170mm） |
| 40ℓ | たて750mm×よこ450mm（約200mm） |

[10ℓの場合]



## Q 指定袋を使わないで出されたごみで啓発シールを貼られ、そのままの状態のものはどうすればいいの？

一部の対象外品目を除き、指定袋以外で出されたごみを収集することはできません。それらが、出し直されることが難しく、衛生上若しくは交通上支障があるようであれば、個別に対応を行いますので、環境事業センター業務担当までご相談ください。

## Q 不適正に出されたごみ袋の中身を見ていいの？

トラブル回避のため、市民の皆さまがごみ袋の中身を確認することはお控えください。不適正排出物の開封調査は市の職員が行います。必要に応じて、環境事業センター業務担当までご連絡ください。

## Q 切るなどして長くした指定袋を長尺物に巻いて出していいの？

指定袋を加工して使用することはできません。また、テープなどで延長しても巻ききったことにはなりませんのでご注意ください。

## Q 大きい物に張り付ける40ℓ相当分の指定袋とはなに？

40ℓの指定袋に入らない大きい物は、40ℓの指定袋を1枚張り付けて出すことができますが、20ℓの指定袋を2枚、または、10ℓの指定袋を4枚、または、5ℓの指定袋を8枚張り付けて出すこともできます。

## Q 紙おむつやストーマ袋は、新聞紙に包んだり、消臭袋を使って出していいの？

ごみ袋にマジックなどで直接記入するか貼り紙で「紙おむつ」と表示するなど、それらが外見上「紙おむつ」だとわかるように出していただければ、紙に包んだり、消臭袋を使用していただいて構いません。

## Q カラスに荒らされ散乱したものを集めたら「ボランティアごみ」として出していいの？

道路などの公共的な場所の清掃となるので、指定袋は使用せず「ボランティアごみ」として出してください。